

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年9月14日 14時00分ごろ
発生場所	青森県中泊町小泊岬南西方沖 小泊岬南灯台から真方位222°380m付近 （概位 北緯41°07.3′ 東経140°14.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{べんけい} 弁慶は、錨泊中、船外機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 弁慶、5トン未満（長さ6.67m） 210-49331青森、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、シーアンカーを投入して釣りを行った後、釣り場を移動しようとしたところ、船外機を始動することができなかった。</p> <p>船長は、各部の点検を行ったところ、キャビン内の航海灯のスイッチが入った状態になっていることに気づき、バッテリーが過放電したことを知った。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、海上保安庁の要請を受けて来援した青森県漁船海難防止・水難救済会小泊救難所の所属船にえい航され、青森県中泊町小泊漁港に戻った。</p> <p>船長は、本インシデント前にキャビン内のトイレに行った際、体がトイレ付近にあった航海灯のスイッチに当たり、同スイッチが入った状態になったのではないかと思った。</p>
分析	<p>本船は、船長が船外機を停止した状態で航海灯を点灯していたことから、バッテリーが過放電し、船外機を始動することができなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> <p>本船の航海灯は、キャビン内を移動していた船長の体がスイッチに当たり、点灯した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、船長が船外機を停止した状態で航海灯を点灯していたため、バッテリーが過放電し、船外機を始動することができなくなったことにより発生したものと推定される。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機関を停止した状態で航海灯等の電装品を長時間使用しないこと。・ 移動時に体が触れる可能性のある電装品のスイッチ類は、誤操作防止カバーで覆うことが望ましい。
--------------	--